

## 豊中市成年後見人報酬助成実施事業 FAQ

### ○居所について

Q1. 住所と居所は異なりますか。

A1. 住所は住民登録しているところ、居所は実際に住んでいるところです。

Q2. 施設とはどのような場所ですか。

A2. 介護保険施設・有料老人ホーム・ケアハウス・養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム・サービス付き高齢者向け住宅等、見守りや生活相談などの生活支援サービスが提供される場所も施設とみなして助成額を算定します。

また、障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院、生活保護法第30条第1項ただし書の施設、共同生活援助を行う住居なども施設とみなして助成額を算定します。

### ○対象者の要件について

Q3. 本市以外の市区町村に住民登録している場合も申込みできますか。

A3. 豊中市成年後見人等報酬助成実施要綱第2条第1項第2号～第4号に記載した以下の①②③の場合、同条同項第1号の資産要件（預貯金500,000円未満等）を満たせば申込みできます。

① 介護保険法第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者

② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条、第51条、第52条、第76条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者

③ 老人福祉法第10条の4又は第11条、身体障害者福祉法第18条、知的障害者福祉法第15条の4又は第16条の規定による本市の措置により市外の施設に入所している者

Q4. 本市以外の市区町村に住民登録している豊中市成年後見人等報酬助成実施要綱第2条第1項第2号～4号の対象者であることの証明するため何が必要ですか。

A4. 以下の①～③などを証明書として提出してください。なお、お手元がない場合はご相談ください。

① 要綱第2条第1項第2号に該当する人は有効期間内の本市の介護保険被保険者証

② 要綱第2条第1項第3号に該当する人は本市の障害サービスの介護給付費等の支給決定通知書または受給者証

③ 要綱第2条第1項第4号に該当する人は本市の決定で措置入所していることがわかる書類

Q5. 親族が成年後見人になっていますが、報酬助成の対象になりますか。

A5. 成年後見人等が親族の人は対象になりません。家庭裁判所より弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士・税理士その他親族以外の専門職が成年後見人等に選任された人が対象となります。

Q6. 保佐人、補助人も報酬助成の対象になりますか。

A6. 保佐人、補助人は代理権を付与された者に限り対象となります。

Q7. 預貯金の額にかかわらず、生活保護を受給していれば助成対象となりますか。

A7. 生活保護受給者も、50万円以上の預貯金や資産があれば、助成対象となりません。50万円以上預貯金や資産のある人は、要綱第4条の申込受付期間内であれば、50万円以下になった時点で申込してください。

Q8. 預貯金等の資産を判断する基準日はいつですか。

A8. 預貯金は、原則、申請日時点の金額で判断します。その他の資産は、家庭裁判所に提出した財産目録で確認します。

○助成額について

Q9. 助成額の算出方法を教えてください。

A9. 1か月あたり自宅は28,000円、施設・病院は18,000円が助成額の上限です。月途中の開始や廃止の場合は、日割り計算します。算出額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てになります。ただし、算出額が家庭裁判所の決定した報酬額より高額の場合は家庭裁判所の決定した報酬額が上限となります。

Q10. 成年後見等開始審判の申立てに必要な費用は助成対象になりますか。

A10. 成年後見等開始審判の申立て費用は助成対象となりません。家庭裁判所が審判した成年後見等報酬付与額の全部又は一部は助成対象となります。

○その他

Q11. 複数の成年後見人等が選任されている場合は、どのように申込みしますか。

A11. 複数人の成年後見人等が選任されている場合は、各々の報酬額を合算し、成年後見人等のうち代表者が、他の成年後見人等の委任状を添えて申込みしてください。